

議第22号

高山市学校給食センターに関する条例の一部を改正する条例について

高山市学校給食センターに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

荘川地域に整備する義務教育学校に学校給食センターを併設するため改正しようとする。

高山市学校給食センターに関する条例の一部を改正する条例

高山市学校給食センターに関する条例（昭和42年高山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校給食センター（以下「給食センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高山市学校給食センターの項（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市学校給食清見センター</td> <td style="text-align: center;">高山市清見町牧ヶ洞 3760番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高山市学校給食一之宮センターの項～高山市学校給食本郷センターの項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市学校給食センターの項（略）		高山市学校給食清見センター	高山市清見町牧ヶ洞 3760番地2	高山市学校給食一之宮センターの項～高山市学校給食本郷センターの項（略）		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校給食センター（以下「給食センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高山市学校給食センターの項（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市学校給食清見センター</td> <td style="text-align: center;">高山市清見町牧ヶ洞 3760番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市学校給食荘川センター</td> <td style="text-align: center;">高山市荘川町新湊1 30番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高山市学校給食一之宮センターの項～高山市学校給食本郷センターの項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市学校給食センターの項（略）		高山市学校給食清見センター	高山市清見町牧ヶ洞 3760番地2	高山市学校給食荘川センター	高山市荘川町新湊1 30番地	高山市学校給食一之宮センターの項～高山市学校給食本郷センターの項（略）	
名称	位置																		
高山市学校給食センターの項（略）																			
高山市学校給食清見センター	高山市清見町牧ヶ洞 3760番地2																		
高山市学校給食一之宮センターの項～高山市学校給食本郷センターの項（略）																			
名称	位置																		
高山市学校給食センターの項（略）																			
高山市学校給食清見センター	高山市清見町牧ヶ洞 3760番地2																		
高山市学校給食荘川センター	高山市荘川町新湊1 30番地																		
高山市学校給食一之宮センターの項～高山市学校給食本郷センターの項（略）																			
<p>(供給範囲)</p> <p>第3条 給食センターにおいて給食を供する学校の範囲は、高山市立小学校及び中学校とする。</p> <p>2 給食センターは、前項に掲げる学校のほか、教育委員会規則で定める<u>保育所</u>及び他の地方公共団体が設置する学校に対し、給食を供することができる。</p>	<p>(供給範囲)</p> <p>第3条 給食センターにおいて給食を供する学校の範囲は、高山市立小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>とする。</p> <p>2 給食センターは、前項に掲げる学校のほか、教育委員会規則で定める<u>保育園</u>及び他の地方公共団体が設置する学校に対し、給食を供することができる。</p>																		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。